

ベルギー及びスイスにおける 外国人犯罪の現状と対策

末道 康之

I はじめに

最近、フランスやベルギーでは、いわゆる社会から排除されたという意識を強くもつ移民2世3世の青少年による暴動が話題になったが、彼らはフランスやベルギーで出生し、生活し、教育を受けているし、国籍はフランス、ベルギーであり、厳密な意味では外国人ではない。したがって、わが国で問題となるような渡り鳥型の外国人犯罪とは異なる側面をもつが、外国人をどのように定義するかに関して、移民やその子孫も含むとすれば、移民・その子孫による犯罪も外国人犯罪に含まれることになる。フランス、ベルギー、スイスでは、犯罪統計、司法統計に見られるように、移民を含めた広い意味での外国人の犯罪率が高いという状況にあり、このような意味での外国人犯罪への対策が重要であるという認識がもたれている。

ただ、外国から罪を犯す目的で入国し、罪を犯した後出国するという類型の外国人犯罪とは異なり、移民によってフランス、ベルギーに生活拠点を移した外国出身者及びその子孫の犯罪については、社会・経済的に深刻な問題を含んでいるので、いわゆるフランス、ベルギー、スイスで問題となる外国人犯罪の現状と対策を考える際にはフランス、ベルギー、スイス社会における移民対策問題と関連して検討しなければならない。

本稿では、フランス語圏、特にベルギーとスイスを中心として、外国人犯罪の現状と対策を検する。

II ベルギーにおける外国人犯罪の現状と対策

1. 外国人の定義

外国人犯罪を定義する場合、まず外国人を定義する必要がある。外国人には、いわゆる外国人（外国籍）、移民、移民の子孫などが含まれる¹⁾。ブリュッセル首都圏においては、不法入国定住労働者の数が増加すればそれに対応して新たな不法入国者

の数も増加する傾向にある。

不法入国者は中小企業で働いていることが多いが、大企業も下請けを通して不法入国労働者との関係がある。不法入国者はあらゆる分野で働いている。また、不法入国労働者の労働環境は非常に劣悪であり、特に、家事労働従事者については雇用者からの扱いが悪く問題となっている。また、緊急時の医療扶助を除いて、社会保障制度でカバーされていない。

2. 外国人犯罪の現状

1996 - 99年に実施された調査によれば(4496人のブリュッセル首都圏の学校に通う少年を対象としたもの)、人種・民族要因と居住地要因は犯罪現象に直接的な影響がないことが明確にされた。最も重要な要因は社会経済的要因である。経済的に恵まれない人口が多い地域の学校に通う生徒は罪を犯しやすく、凶悪犯罪の割合も高いことが明らかになった。人種・民族要因が犯罪に影響を与えるということは一種の創作であって、現実には、社会経済的要因が犯罪の発生に影響を与えている。モロッコ出身者であることが、直接的に、重大犯罪及び累犯の危険性を増加させるのではない。モロッコ出身者、モロッコ国籍者、ベルギー人を比較した場合、5種類の罪を犯した比率は、それぞれ、20%、15%、13%である。また、まったく罪を犯さなかった割合は、43%、49%、32%であり、ベルギー人と比較した場合、犯罪発生率が高いとはいえない状況にある。両親の社会経済的立場が不安定であり、モロッコ出身者の移民であるか、恵まれない地域の住民であるか、職業高校に通っている者であるか、などという要因によって犯罪発生率が決定され、すべてに該当する者については、5種類以上の犯罪発生率は高い反面、まったく罪を犯していない者の中での割合も高くなっている。これは、自分の社会経済的状況などを理解して罪を犯さないようにしようと肯定的に方向づける者も多いと同時に、その状況に希望を失って否定的に方向づける者もまた多いということを示している²⁾。また、社会的に非常に不安定な若者は、学業でも落第し、同輩の仲間とも関係が持てず、罪を犯すよりはむしろ、うつ状態に陥ってしまう場合が多いとの分析もある³⁾。若年被収容者を分析したものによれば、多かれ少なかれ、犯罪行動は存在の空白を埋めるためにおこなわれる場合が多い。隠された抑圧から自らを保護するために、明白な現実を直接的に把握するという実現のための一手段であり、自己確認のための試みと理解される。

このように、社会経済的に不安定な階級に属する若年者は、同年代の若者と比較して、より罪を犯すようになるか、まったく罪を犯さないかに二極分解される。

(1) ベルギー人の若年犯罪者と外国人の若年犯罪者とで体系的な差があるか。

Walgrave et Vercaigne の分析によれば、自己申告による調査では、ベルギー人に

多い犯罪として、武器の所持、薬物の使用、暴力行為、商品の窃盗などが挙げられる。モロッコ人（モロッコ出身者とモロッコ国籍者）に多い犯罪としては、通行人への迷惑行為、ひったくり、自動車窃盗などがある。また、空き巣もモロッコ人に多い。ベルギー人、モロッコ人を問わず、71%は共犯形態で実行されている。モロッコ人の若年男性の犯罪率はベルギー人の若年男性の犯罪率よりも高い。女性については、モロッコ人若年女性の犯罪率は非常に低い。モロッコ出身の若年女性の71%、モロッコ国籍の若年女性の73%は一度も罪を犯したことはない。これに対して、ベルギー人若年女性で一度も罪を犯したことがない割合は56%にとどまる。1種類または2種類の罪を犯したことがある割合は、ベルギー人若年女性は35%、モロッコ出身若年女性は17%、モロッコ国籍の若年女性は19%である。3種類または4種類の罪を犯した割合は、ベルギー人女性7%、モロッコ出身者8%、モロッコ国籍者5%である。5種類以上の罪を犯した割合は、それぞれ、2%、4%、3%である⁴⁾。Bastenierの分析では、検察庁及び裁判所に認知された若年者を対象とした場合、検察庁に告発されるか、裁判所に送致された数は、国籍によって異なっている。人種・民族と犯罪との関係に関する調査によれば、モロッコ人であるということが犯罪を生み出しているのではなく、監督機関によってモロッコ人が犯罪化されているということが出来る⁵⁾。

(2) 統計から見た現状

Walgrave et Vercaigneの分析⁶⁾では、民族性は犯罪の危険性を直接的には増加させないことになるが、Van San et Leerkesは、犯罪発生率は異なった国籍グループによって変化すると主張する⁷⁾。警察統計に基づく1997年の調査では、ブリュッセル、アントワープ、アントワープ、ゲント（ガン）、リエージュ、シャルルロワに居住する14歳から24歳までの青年について、犯罪率は、ベルギー人1.15%、ベルギーを除くEU構成国出身者0.91%、トルコ人2.52%、モロッコ人4.53%、コンゴ人5.08%、アルゼンティン人5.69%、非EU構成国のヨーロッパ人11.46%である。人種・民族全て含めた犯罪率は、1.184%である。Van San et Leerkesは、この結果を自説の正当化根拠としてあげるが、警察統計を用いているところに批判を向けるものもある。犯罪を構成する可能性のあるすべての行為が認知されているわけではないし、認知された行為が必ずしも解明されているわけでもない。犯罪の実行は必ずしも警察統計における逮捕や登録の必要かつ十分条件ではない。警察において認知されたとしても、その後、訴追されないことや、訴追されても有罪判決を受けないことは頻繁に起こりうる。従って、警察統計の利用の仕方が問題であるとの指摘がある⁸⁾。

犯罪率については、国籍に応じて異なるということが明確ではないとしても、刑務所に収容されている割合については、国籍に応じて異なることは証明されている。収容者に占める割合は、ベルギー人では10万人に対して収容者58人、外国人では10

万人に対して355人である。特にモロッコ人では収容者の割合が高い。これには、外国人人口及びモロッコ人人口に占める年齢構成が影響していると考えられる。20歳から24歳の成人について、収容者の割合は、モロッコ人では2.6%であるのに対して、ベルギー人では0.15%であり、25歳から29歳の成人について、モロッコ人では2.52%であるのに対して、ベルギー人では0.18%である。モロッコ人の20歳から29歳までの若年成人では、収容率は40人に1人であり、男性に限れば20人に1人である。異なった年齢層ごとの収容率の比較は移民社会の文化と結びついた犯罪現象という仮説を排除する。収容率は移民社会の病理現象であり、モロッコ人男性人口の病理現象ではない。

刑務所における人口統計から、刑務所における外国人収容者の割合が高いことがわかるが、これには、不法入国者に対する収監、未決拘禁の増加、平均収容期間の延長などが影響しており、仮釈放手続が延期される方向にあることがわかる。通時的に見れば、一方では、多量の入国構造の差異的变化に結びついた収容者数の差異的変動を、他方では、執行刑の差異的变化及び処罰対象者の差異的増加と結びついた平均拘禁期間の差異的延長を指摘できる。同時に、収容及び拘禁の統計的分析や、刑務所で過した平均的期間の分析からは、モロッコ移民出身の若年者と警察官との関係が悪化していることが明確にされた。1990年から1997年において、脅迫罪または公務執行妨害罪で訴追されたまたは有罪判決を受けたモロッコ人の収容者数は4倍に増加した。また、平均拘禁日数は9.2ヶ月から21.3ヶ月になっている。

以上のような統計分析からも、国籍や出身国による収容率の差を説明し、警察統計や矯正統計においてモロッコ人の数が多いことの諸要因の中で差があるかを説明するために、警察官や司法官によって行われた手続を詳細に描き出す必要がある。

調査、報告書、警察データベースなどは警察の捜査による産物であり、司法統計の基礎を形成するが、警察統計の分析の仕方では、政府の公式発表を繰り返すことになりかねない。そこで、より詳細な資料が必要となるが、20年ほど前に、ブリュッセル地域の共同体と協力して行われた、Bruxelles-Ville警察署の内部での2万人を対象とした観察調査によれば、第1に、職務質問された者の47%はマグレブ出身者の25歳未満の青年であり、現行犯ではなく、被疑事実がなくとも、外国人は職務質問の対象となっている。第2に、警察活動が、移民が多くすむ地域において集中して実施されていることがわかる。その12年後にブリュッセル憲兵班における3ヶ月の観察調査においても同様の結果が得られており、北アフリカ出身の若年者が標的となっていることは明らかである。また、北アフリカ出身者が集中している地域では標的にされる確率は2倍である。警察による外国人に対する差別、特に、モロッコ出身者に対する差別が顕著であるという事実が指摘されることもある。

司法段階でも、外国人犯罪者に対する取り扱いには違いが見られる。刑事和解手続

の対象者を比較した場合、ベルギー人の犯罪者には刑事和解手続が選択されるのに対して、外国人犯罪者に対しては刑事和解手続が選択されにくいという現状がある。刑事和解手続が適用されないことにより、有罪判決を受け、刑務所に収容される確率も高くなり、社会復帰を妨げる結果につながってしまう。このような現状は「制度的な差別」であって、外国人犯罪者が社会経済的に差別されていることを示している。また、訴追され被告人となった者の中の外国人または外国籍の被疑者の割合は非常に高い。逃亡または証拠隠滅の恐れがあるとして、身柄を拘束される者に占める外国人の割合も高いし、身柄の釈放の恩恵を受ける確率も外国人であれば低くなっている。執行猶予判決を受ける割合も、ベルギー人に対して外国人（特にモロッコ出身者）の場合は明らかに低くなっているし、外国人にはより重い刑罰の執行を言い渡される傾向にある。司法の段階においても、警察段階で見られるような、外国人に対する制度的な差別が存在するという指摘もある。統計的にもこのような事実は証明されている。少し古い統計では、1975年から1994年までの間に刑務所に収容された外国人の割合は16.7%から41.1%と増加している。また、ある研究によれば、ブリュッセルの移民住民が多く住む地域においては、警察による職務質問が多発しており、職務質問を受けた者の54.5%が13歳から25歳の若年者であり、52.8%は南欧、アフリカ、アジア出身者であった。25歳以下で職務質問を受けた者のうち47%はモロッコ出身者である。薬物事犯においては、予防的に拘置される者の中のモロッコ出身者の占める割合がベルギー人よりも大きくなっており、モロッコ人の事例では62.9%、ベルギー人の事例では42.9%が予防的に拘置されている。外国人に対しては、予防的拘置の代替処分がとられることはあまりない。さらに、言い渡される刑期も外国人のほうが長くなっており、ベルギー人に言い渡される刑期の平均で2倍となっている。

3. 対策

同化対策については、1990年代以降、連邦、フラマン共同体、ワロン地域それぞれで対策がとられてきたが、ワロン地域とフラマン地域における同化対策の違いが見られる。ワロン地域ではフランス風の共和国概念に基づいた一元的な（移民の民族的な文化特性は認めない）同化政策がとられたのに対して、フラマン地域では民族の特性を重視したアングロサクソン風の同化政策がとられた。ワロン地域の同化対策はフラマン地域のそれよりも効果が劣っているという評価が加えられることもある。これは、90年代に同化対策に当てられた予算を比較しても、外国人の数がフラマン地域ではワロン地域よりも少ないにもかかわらず、フラマン地域ではワロン地域の10倍の予算が同化対策に充当されていることから証明されるであろう。移民の同化政策は、移民を社会的に排斥しないようにする政策と関連するものであり、連邦政府レベルで、失業対策、社会保障政策、移民の住む地域の活性化等の政策にかなりの予算

があてられてきた。フランス語圏共同体では、優先的教育地域、優先的活動地域、学校の差別化等の対策が移民対策としてとられてきた。しかしながら、現実には移民、移民の子孫に対する差別はなくなっていない。

まず、連邦、共同体、州レベルでの、外国人に対する差別的な待遇をなくするという対策が重要であろう。特に、警察当局には、外国人社会、特に若年者との緊密な協力関係を構築することが求められる。警察官が外国人に対して差別的な態度をとらないこと、不必要な職務質問は行わないこと、挑発には乗らないことなどがあげられる。また、警察には、外国人共同体の代表者と緊密な連携をとることが求められる。それによって、外国人を自分たちの仲間であると認識させるようにすることが重要である。

犯罪対策としては、教育面における対策が重要である。教育面においても、同じモロッコ出身者でも、ワロン地域ではフラマン地域より落第をする確立が高く、通常教育から職業教育へと移行するケースが多かった。1994年に落第の適用に関する改正が行われた後、ワロン地域でもフラマン地域と同じ割合になっている。学校で落ちこぼれ排除されることが犯罪へと駆り立てる要因ともなりうるので、問題を抱える外国出身者に対しては、よい意味で差別化された教育をする必要がある。また、外国人とベルギー人と少人数の混合クラスでの教育実践も重要であり、その際には、生徒の両親、地域の関与も求められている。

職業選択の場面でも移民2世では差別を受けている。移民2世は教育を受けていても、通常のベルギー人や欧州連合構成国の出身者と比較して、社会的には評価されていないし、賃金も低い職業につく割合が高くなっている。このような状況に不満も抱えている。ベルギーに帰化して国籍を取得しても、移民出身である者はそうではないベルギー人よりも明らかに差別を受けているという状況がある。

重要な政策としては、移民を社会的に取り込むこと、差別を撲滅する対策をとること、人種的に烙印を押すことを撲滅するための対策をとること、である。

注

- 1) Brion は、特に、外国人がその身分ゆえに犯す犯罪と移民の子孫による少年犯罪を中心に分析している。F. Brion, *Immigration et délinquande dans la Région de Bruxelles-Capitale. Un bilan des connaissances*, RDPC, 2004, p.462.
- 2) L. Walgrave et C. Vercaigne, <La délinquance des jeunes autochtones et allochtones à Bruxelles>, in F. Brion, A. Rea, C. Schaut et A. Tixhon (dir.), *Mon délit? Mon origine. Criminalité et criminalisation de l'immigration*, Bruxelles, De boeck Université, 2000, pp.77-111.
- 3) Brion, *op.cit.*, p.467.
- 4) Walgrave et Vercaigne, *op.cit.*, p.100.
- 5) A. Bastenie, <La délinquance enregistrée des jeunes d'origine étrangère à Bruxelles et à Charleroi>, in *Mon délit? Mon origine. Criminalité et criminalisation de l'immigration*, Bruxelles,

De Boeck Université, 2000, p.126.

6) Walgrave et Vercaigne, op.cit., p.111

7) Brion, op.cit., p.469.

8) Brion, op.cit., p.469.

Ⅲ スイスにおける外国人犯罪の現状と対策

1990年代から、州や連邦の政治家、行政当局、国境警備隊、警察及び学校の代表者の多くが、増大する外国人犯罪による被害者になり、また、その脅威にさらされてきた。そこで、州の司法・警察代表者会議において、増大する外国人対策として、現在の予防及び撲滅対策として十分機能しているのかについて検討する必要性があることが課題とされ、外国人犯罪の現状を正確に把握するために調査研究が行われることになった。この調査研究は、州の司法・警察代表者会議及び連邦司法・警察局によって1999年9月13日に調査グループ（AGAK）に依頼された。調査グループは、2001年3月5日に最終報告を提出している。この報告では、スイスにおける外国人犯罪の現状が詳細に分析されていると同時に、32の対策が提示されている。その後、このような調査研究は、AGAK II、AGAK IIIに引き継がれている。本稿では、この報告に基づき、スイスの外国人犯罪の現状と対策について検討を加える。

1 外国人犯罪の定義

当初は、外国人犯罪とは、「非スイス人によって実行された犯罪行為（正確には重罪行為）」と定義された。確かに、スイスにおいては、犯罪統計の中では犯罪を犯罪行為者によって分類することがあるので、このような定義も意義はある。しかし、可罰的行動の社会に対する影響や市民の安全に対する感情などを考慮すれば、軽罪も重罪行為（criminalité）という分類に含めるべきであるのかという問題は生じる。重大ではない軽罪や、社会の安全に対しては直接的な危険を及ぼさないが、頻繁に遂行されることによって、一定の重要性をもつような行動も考慮する必要がある。そこで、調査においては、道路交通法違反、外国人の滞在等に関する法律違反なども、犯罪行為（重罪行為）の対象から排除されるのか否かについても、検討がなされた。最終的には、「犯罪行為（重罪行為）」という定義を緩和することはされず、当初の定義が採択されることになった。

2 外国人政策の状況

(1) 連邦政府の対策

連邦政府の外国人対策として、1986年10月6日の外国人の数を制限するオルドナンスは、①スイス人の人口と居住外国人の人口との比率を均衡のとれたものにするこ

と、②スイスに居住する外国人労働者の同化に有効な条件を創設すること、③労働市場の構造を改善し雇用に関する最善の安定を保障すること、をその目的としていた。1991年5月15日の外国人及び難民に対する政策に関する報告では、第一枠としてEU構成国の国民に対しては居住を自由に認める、第二枠として伝統的に労働者を供給してきた国の国民に対しては適宜政策を改善させる、第三枠としてその他の国の国民に対しては居住を制限する政策を維持する、という三種類の枠組みを導入したが、これは1991年末に廃止された。1995年から1999年までの政策としては、人道的政策に適い保護すべき難民または人を受け入れること、人の自由な移動に関する合意を締結する二国間の交渉の結果、スイスとEU間の人の移動の量的な改善、外国籍の居住者人口の増加を減少させること、スイス国内に居住する外国人の同化を進める、国境を越える組織犯罪を撲滅し隣国の警察・税関に関する協力を強化すること、等が挙げられる。

(2) 統計の分析結果

調査報告では、1998年度の司法統計に基づき分析されている。有罪判決を受けた66117人の内、46.3%が外国人である。この割合は、1991年以来ほとんど変化していない。ただ、警察統計では、外国人の被疑者の数は増加傾向にある。

有罪判決を受けた外国人の内、20%は居住資格を持つ外国人である。非居住者は19.6%で、亡命申請者は6.7%である。亡命申請者の犯罪については、大部分は入国管理法違反であり、刑法犯、道路交通法違反の数は少ない。反対に、非居住者で有罪判決を受けた外国人については、入国管理法違反が、1991年で26%、1998年で32%と増加しており、スイスでの不法滞在者の数が増加していることを示している。

有罪判決を受けた者の比率は、スイス人の0.8%、非スイス人の1.3%、亡命申請者の7.8%である。また、道路交通法違反を除いた場合、それぞれ、0.4%、0.6%、7.3%である。道路交通法違反、入国管理法違反、軍事刑法違反を除いた場合、それぞれ、0.3%、0.6%、4.0%である。成人の男女別は、86%が男性であり、内43%が18歳から30歳までの成人男性である。人口別では、スイス人では、男性46.8%・女性53.2%、非スイス人では、男性54.4%・女性45.6%、亡命申請者では、男性67.8%・女性32.2%である。

軍事刑法違反、入国管理法違反、刑法291条違反を除いて、有罪判決を受けた者の内、男性では、非スイス人居住者で30%増、亡命申請者では3倍という結果となっている。また、女性では、非スイス人居住者では20%減に対して、亡命申請者では2倍となっている。

居住期間との関係では、①2年未満、②2年以上5年未満、③5年以上10年未満、④10年以上20年未満、⑤20年以上、⑥スイスで生まれた者を区別し、年齢を

18歳以上29歳以下、30歳以上39歳以下、40歳以上と区別して調査している。どの年齢区分でも、滞在10年から20年の者で有罪判決を受けているものが最も多くなっている。

各州（主としてフランス語圏の州）の状況は以下の通りである。

ジュネーヴ州

	2004年	2003年	2002年	2001年
有罪判決数	4801	4363	3819	3514
スイス人	1395	1275	1174	1174
外国人	3406	3088	2340	2340
	2000年	1999年		
有罪判決数	3676	3526		
スイス人	1166	1090		
外国人	2510	2436		

ジュネーヴ州の犯罪統計による。

ヴォー州（麻薬取締法の罪に該当するものは除く、警察での認知件数）

	2005年	2004年	2003年	2002年
スイス人	1839	1739	1538	1426
外国人	1987 (268)	2098 (344)	1786 (317)	1364 (239)
合計	3826	3837	3324	2790

() 内の数字は庇護申請者の数である。ヴォー州の犯罪統計による。

なお、ヴォー州での外国人犯罪者の出身国上位（2006年度）は、ユーゴスラヴィア（368人）、ポルトガル（282）、フランス（210）、イタリア（170）、アルゼンティン（97）、スペイン（83）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（67）、ブラジル（56）、コンゴ（55）、ルーマニア（50）などとなっている。

ヌーシャテル州

	2006年	2005年	2004年	2003年
特定された犯罪者数	2633	2904	2366	2068
外国人	1468	1552	1318	1697
合計（認知件数）	5997	6286	6736	6514

ヌーシャテル州の警察統計（Office fédéral de la police statistique policière de la criminalité, Canton/Neuchâtel）に基づいて計算した数字—該当する犯罪類型は、殺人、傷害、背信、窃盗、自動車窃盗、強盗、詐欺、恐喝、脅迫、強要、略取・誘拐、人質強要、強姦、風俗に対する罪、放火、犯罪予備、権限機関及び公務員に対する暴行・脅迫、資金洗浄である。

3 外国人犯罪対策

外国人犯罪対策として、まず、外国人の同化政策が有効に機能しているのかという観点、次に、増加しているといわれる外国人犯罪を減少させるために有効な対策とは何かという観点から検討する必要がある。重要なのは、外国人の同化政策を如何に効果的に行うかである。

外国人を犯罪に駆り立てる理由として、外国人コミュニティの側からは以下のような指摘がなされる。

まず、自分たちがスイスに同化しようとする意思が欠けているという自己批判、特に、言語に関する知識が不足していることがスイスへの同化を阻んでいるという指摘がなされることがある。さらに、文化の著しい相違も同化への障害として指摘される。男性による家長制が残っている集団では、女性や子供との葛藤が生じる場合がありうる。

あるいは、東ヨーロッパ出身者の集団（例えばスイスのアルバニア人社会）では、現在でも暴力が問題解決の手段として有効であると考えられている。暴力に譲歩するものは弱いものであり、対話をする姿勢はだめな態度であると考えられている。したがって、暴力が暴力を呼ぶのである。また、暴力は外部に向けられるだけでなく、内部にも向けられ、家族に対する暴力も観察される。バルカン半島出身者にとっては、暴力はコミュニケーションの手段なのである。スイス法ではこのような状況は念頭においてはいないので、一部の集団では許容される行為が、スイス法では犯罪となるという問題も指摘される。

また、スイス人によって、学校や一般社会の日常の中で、外国人が不利な扱いを受けていて、スイス人と平等な扱いを受けていないという指摘がある。帰化の申請をためらうという背景にも、帰化申請が否定されるのではないかとこの恐れがあるためだといわれる。外国人の子供に対して特別クラスで対応するということがかえって差別を助長することになっているのではないかとこの批判も外国人の側からは加えられる。

スイス社会への同化を進めることが重要であることは認識されていても、それぞれの民族集団で同化の意味合いも異なっており、同化を阻む理由もそれぞれの民族集団の中にあると考えられるが、スイス当局の対応にも問題はあ

同化対策を進める過程では、それぞれの民族の中で、女性や青少年については民族グループとの良好な関係を維持することの重要性が民族代表者から指摘されている。良好な関係が維持されているかぎりでは、問題行動を予防し、緩和することが可能である。さらに、スイス社会での同化については、ドイツ語、フランス語、イタリア語などの言語能力を習得することの重要性が指摘される。言語を習得するための語学学校の開講時間も、夜間だけではなく、昼間の時間帯にも設ける必要がある。また、失業対策も重要であり、特に若年者については職業訓練を実施することが重要であるし、余暇の時間を拡大することは、前向きな人生を過すために効果がある。スイス社会の法制度などを周知させることも重要である。

外国人犯罪の原因としては、同化の失敗が最も重要であると考えられる。同化を推進するためには、家庭、学校、民族集団での対策が重要である。家庭に関する対策としては、各地域に相談する場所を設置し、外国人の児童については就学前に授業をすることにより受け入れ態勢を整える。学校での対策としては、基本的な教育を徹底することが重要である。さらに民族集団としては、収入を確保するために若年者と協同することが重要であり、斡旋者に頼ることも重要である。

家族問題センター（Centrale pour les questions familiales）は、問題行動や犯罪を避けるためには、青少年を学校、スポーツ、遊び、青少年に向けられた活動、職業教育、労働によりよく適応させることと、家族を社会、社会生活によりよく適応させることがまず重要であると指摘する。対策としては、移民の出身国に対応して、家庭・女性・子供の役割、文化、宗教、教育についての情報を提供すること、権利と義務、スイスにおいて遵守すべき行動規範、許容される粗暴行為の範囲、刑事制裁の制度について学校で教育すること、問題となりうる外国人グループに関心を喚起させるようにすること、紛争に介入しうる仲裁センターについて情報を提供すること、学校当局、教育者、警察の間の協力関係を促進すること、未成年者間、未成年者と両親の間、両親と学校の間で問題が生じた際に仲介人に依頼すること、両親及び学校当局の研修、などが考えられうる。

連邦外国人委員会（なお、2007年1月1日より、連邦外国人委員会と連邦庇護委員会は合併した）の意見では、外国人が社会に同化できないことが犯罪行動の主たる原因であると評価している。

4 まとめ

統計的な見地から見た場合、外国人が占める割合は、警察統計では5割程度（1999年では54.3%）、有罪判決を受けた者も約5割弱（1998年では46.3%）と非常に高くなっている。特に、粗暴犯（暴力犯）で有罪判決を受けた者の82%、薬物犯罪では80%が外国人となっていること、庇護申請者の割合が高くなっていることが特筆される。

成人の平均値を見た場合、有罪判決を受けたものは、スイス人では0.8%、外国人では1.3%、庇護申請者では7.8%になっており、スイス人の約10倍、外国人の約6倍に達している。道路交通法、出入国管理法、軍事刑法の罪を除いた場合、スイス人0.3%、外国人0.6%、庇護申請者4%となる。統計の結果から見て、外国人では、滞在期間が長くなるにしたがって、男性及び女性でも、有罪判決を受ける場合が多くなる。また、庇護申請者はスイス滞在の最初の2年間は有罪判決を受ける確率が高くなっているが、2年を過ぎるとその後は減少している。したがって、庇護申請者については、スイス入国以降即座に犯罪を防止するための対策を立てる必要があり、外国人については、犯罪行為へと移行することを予防するための対策を採択する必要がある。

このように、外国人のスイス社会へのよりよい同化を促進することを可能にする対策が重要な意義をもつことになる。スイス社会への同化が不十分であることが外国人における犯罪率を高めることになっているという事実があらゆる関係者から指摘されている。そこで、権限機関の組織、役割、管轄及び任務、司法組織、スイスにおいて有効な慣習、慣習を遵守しなかった場合の帰結などの情報を外国人に周知させることを改善することが適切であると判断される。したがって、同一民族グループに所属する人々の協力が重要な役割を果たすことになる。

庇護の領域では、庇護申請者と保護が必要な人とを区別することが重要である。前者は政治的または経済的理由から母国を離れる場合が多く、一般的には独身者や家族を国に残して一人で入国することが多い。後者のように、民族集団全体がボスニヤやコソボのように戦争や内戦の脅威にさらされている場合には、他国に保護を求めて家族全体で入国する場合が多い。連邦難民事務局による統計では、男性の若年庇護申請者による犯罪率が最も高くなっている。入国直後、行動が適用できないのは旧ソビエト出身者であり、庇護申請の手続きが進んだ段階では、アルバニア、コソボ、西アフリカ出身者となっている。また、まず、収容センターで、犯罪歴のある者を見出し、連邦難民事務局または庇護申請委員会によって彼らの庇護申請を優先的に取り扱うことを保障することが肝要である。既にある州で実施されているように、特に独身若年男子の庇護申請者が、罪を犯さないようにするために、就職の環境及びプログラムの体制の発展を促進することが肝要である。収容センターへのアクセスは、この場所が犯罪に利用されないようにするために、24時間体制で管理される必要がある。24時間体制での監視を確保するためには、警察と福祉サービスとの間での良好な協力関係が必要である。庇護申請により一時的にスイスに滞在することを許可された者のスイスへの同化を促進するための予防的措置が、犯罪の実行に導くことにつながるような社会の周辺に追いやることのないようにするためには必要不可欠である。

検査部門も全体として、予防的及び抑圧的な側面を含めて、特に重要である。すなわち、国境、ホテル等、外国人及び庇護申請者収容施設、鉄道、売春現場、繁華街等

における検査である。特に、危険であるとされる外国人の監視が重要な意義をもつ。滞在場所の指定のような措置（処分）は、例えば電子監視措置の様な形態で厳格に検査される必要がある。査証における政策及び実務についても検査の実施が重要である。

情報交換及び調書の利用等に関する権限機関の協力関係を最適化するための対策の検討も重要である。そのためには刑事訴訟法の統一も視野に入れる必要がある。

犯罪目的での旅行に関しては、有罪判決を受けた者の移送に関するヨーロッパ条約の付加条約への早期の締結、二国間条約の締結等が望まれる。連邦及び州には、旅行に関する書類の獲得と関連する問題、出身国への強制送還の問題等を解決することが求められている。

最後に、治安を維持するためには財政面での支援が必要である。生じてしまった結果を補填するよりも予防手段を講じるほうが安くつくので、早期に予防手段を講じるために、財政的には厳しい状況にあっても、予算的措置を連邦、州レベルで検討すべきである。

5 その後の展開

調査グループの提言を受けて、第2次調査グループが立ち上げられたが、その任務は、提言された約120の対策を検討し、優先順位をつけ、対策の実現可能性を検討するというものであった。第2次調査グループでは、120の対策の中から約30の対策を選択し、その実現が重要であり緊急性がある（例えば、指紋照合の自動システムの導入、外国人の教育養成に絞った対策など）という結論を出だした。連邦司法省はこの第2次提言を受けて、第2次提言を実現する過程を調査するための第3次調査グループを設けた。第3次グループは、第2次調査グループが提示した対策を実現するための道筋をつけることをその任務としている。

優先課題のなかの2種類の対策、すなわち、手配されている者の身体的特徴の配布手続きを促進すること、査証の義務の導入または復活を含み危険のある国家の出身者に対して査証に関する要求を厳格にすること、は現在適用されており、その他の優先課題の多くも適用されようとしている。

IV おわりに

ベルギー、スイスの例を見ても理解できるように、外国人犯罪を予防するためには、まず、社会への外国人の同化を効率的に進めることが非常に重要であることがわかるであろう。ヨーロッパ諸国では、難民を広く受け入れるという伝統がある上に、労働者として旧植民地であったアフリカやアラブ諸国や旧東欧圏からの移民を受け入れてきたという現実があり、わが国のように難民を受け入れることにすら消極的であり、

かつ、移民の受け入れを事実的に認めていない国とは大きな相違がある。外国人がそれぞれの社会へと同化し適応できるように促進することが、社会から排除されることを防止するためにも大きな意味をもつと考えられる。その際には、教育面、文化面などにおける対策が重要であると考えられる。

今後、わが国が少子化の対策として、外国人を日本社会へと受け入れることを政策として採択する場合には、外国人の日本社会への同化を促進するための対策を準備しておくことは、外国人を日本社会から排除し犯罪へと駆り立てることを予防するためにも重要であると考えられる。

【資料 スイスにおける外国人犯罪対策一覧】

A 一般的対策（最重要課題）

1. 外国人に提供されるスイス政府の組織、仕事、権限、役割及び法律に関する情報の改善を図ること（最重要課題）
 - ・連邦、州、市町村レベルで関係する機関が協力して情報戦略を立てる
 - ・各民族の特異性に着目して各言語で予防策を定義する
 - ・具体的な目標を示して協調体制を整える
 - ・語学のクラスを設ける
 - ・関係する外国人グループの代表者と協力して、犯罪予防及び紛争解決に重点を置いた仲介活動を促進すること
2. 外国人と関連する問題、特に外国人犯罪の多様な側面に関するスイスの権限機関及びスイス人の情報の改善（重要課題）
3. 国境警備隊、警察、公務員、窓口を担当する職員を脅迫及び暴力行為から保護することを強化すること（最重要課題）
 - ・当該部門における危険に対応した体系的に監督する
 - ・より迅速な警察の介入
 - ・警備及び介入を行う組織（単位）に対する予算の増額
 - ・危険に対応した行動を教育するための特別研修
 - ・近代的警備及び保護に役立つ装備（国境警備の際の携帯型ビデオ監視など）を常時評価し整備すること
4. 被害者及び証人の保護（最重要課題）
 - ・被害者及び証人保護のためのプログラムを整備する。被害者の告訴を促進するための対策を採択する。より効果的な保護の体制を整える。
 - ・手続上の保護に考慮し、匿名性を維持することを保証し、匿名を維持した者の証言を利用することができるようにするための法的基盤を整備する。
 - ・証言を行うまで、不法滞在外国人に対して裁定された国外退去及び帰国援助処分の執行を延期する。
 - ・後悔した（告発した）証人に関する規則の基礎を整備し自白をさせるための要件を作り出す
5. 連邦、州、市町村の役割配分の分析及び改善（最重要課題）
6. 国境警備隊の職務、役割、権限及び服従の再定義及び最適化（最重要課題）
 - ・あらゆる形態の輸送に対する国境での人的検査に関する連邦の権限。国境警備隊の独占的権限

- ・ 検査を強化し必要な装備を配備することを可能にする国境警備隊の強化
 - ・ 関連する連邦機関との協力関係の最適化
 - ・ 国境警備隊の権限の拡大
7. 国境警備隊と警察との協力の最適化（最重要課題）
 - ・ 協力戦略の整備
 - ・ 国境警備隊と州警察との権限配分協定
 8. 国家レベルでの権限機関間の情報交換の改善（最重要課題）
 - ・ 国家及び州レベルでの関連機関の早期創設
 - ・ 異なった段階における有効な情報の探索と評価、連邦及び州での情報の利用の改善
 - ・ 状況一覧の作成と分野ごとの戦略の定義
 - ・ 分析官の募集を進め教育を確立する
 9. 情報交換における外国の警察機関との関与の拡大（重要課題）
 - ・ 外国人によって実行された犯罪について外国警察機関との組織的な連絡
 - ・ 司法当局による外国警察機関への有罪判決の即時的な連絡
 - ・ 外国警察機関との相互連絡の強化
 - ・ 刑事手続きの開始から確定判決まで、外国警察機関への情報開示の保障
 10. 外国の権限機関との情報交換の改善（最重要課題）
 - ・ 隣国との警察協力の即時的運用
 - ・ 協力機関整備
 - ・ Partenaria alpin d'informationの分野での合意された努力の遂行
 - ・ 欧州自由・安全・司法領域との接近の努力の遂行
 - ・ ユーロポールを含む関連組織網の発展
 - ・ 執行分野における情報の自動的交換に必要な法的・技術的手段の設定
 - ・ 犯罪者の特定を加速するために、隣国及び危険のある国との間で指紋鑑定の可能性を進展させる
 - ・ 警察、国境警備隊、司法の各現場での実務的な相互研修の実施
 11. 情報保護と関連した要求を尊重した上での情報の交換の最適化（重要課題）
 12. 連邦、州、市町村の治安組織及び司法機関の予算の増額（最重要課題）
 - ・ 管轄権をもつ連邦、州、市町村の権限機関の予算の増額
 - ・ 優先的業務命令、特に、主要任務を優先した国境警備隊及び警察との雇用契約
 - ・ 魅力的な雇用契約条件
 13. 外国人と関連する要求を特別に考慮することを含んだ教育の最適化（重要課題）
 14. 設備の最適化（重要課題）
 15. 安全戦略における危険に直面する州及び都市部の最善な考慮（重要課題）
 16. 司法共助手続きの促進（重要課題）
 17. スイスに不法滞在する青少年犯罪者（有効課題）
- B 犯罪目的をもつ外国人をスイス国境外にとどめおくための対策
18. 国境検査の改善（最重要課題）
 19. 査証に関する政策及び実務の危険性に最適化すること（最重要課題）
 20. 不法移民対策の連携を強化すること（最重要課題）

C スイス国境内での外国人犯罪を予防するための対策及び刑事訴追の効果

21. 検査体制の欠陥を削除する

- ・国内のホテルにおける体系的な検査を実施する（重要課題）
- ・亡命申請者の収容施設において、入所、出所の際に検査を実施する（重要課題）
- ・外国人運動活動家によって指揮された暴力的示威行為の際に、ビデオ録画装置などによって都市部を監視する（重要課題）
- ・売春現場において、検査を増加させ改善する。外国警察組織等との協力を緊密化させる。不法滞在化させないためにキャバレーのダンサーの募集の枠を制限する可能性と適宜性を調査する（重要課題）
- ・労働現場において、不法労働者を突き止めるために雇用者による体系的な検査を実施する（有効課題）

22. 政治的考慮によって動機付けられた犯罪（重要課題）

- ・政治的考慮によって動機付けられた犯罪の場合、特に、出身国では正当な理由により進められた闘争がスイスを舞台に移される場合には、より体系的な調査を実施する
- ・LMSI（国内の安全の維持を目的とした対策を整備した1997年3月21日連邦法）及びOFP（連邦警察局）の新たな組織を基礎として情報検索を強化する
- ・必要な資金を提供し州の参加を増加させるための州の義務

23. 武器、危険物（重要課題）

- ・武器の所有者と取得者の国家管理。中央登録事務所の創設
- ・偽装された危険物、模造銃、空気銃の所持の禁止

24. 刑事訴訟法と濫用対策（重要課題）

25. 反体制プロパガンダ、LMSI及び資金の収集（重要課題）

- ・廃止された反体制プロパガンダを対象としていた連邦政府令との引継ぎを可能とする規定の検討
- ・国内の安全の維持を目的とした対策を整備した連邦法により提示された運用の可能性及び範囲のより組織的な利用
- ・LTTE（タミル・イーラム解放の虎）、UCK（コソボ解放軍）、PKK（クルド解放人民戦線）などの集団による民族共同体の構成員による資金の獲得に対抗する可能性を提示する法律的な基盤を検討

26. 避難場所（重要課題）

- ・日中の受入組の進展と特に若年庇護申請者に有利な居住プログラムの進展を促進する

D 外国人犯罪者の送還を保障し累犯を防止するための対策

27. 離隔措置（最重要課題）

- ・一定の領域への侵入の禁止の他、滞在地の指定を増加させること、外国警察組織への指示
- ・処分の検査（電子監視措置、警察への定期的出頭の義務）及び義務に従わない場合の適切な罰則
- ・有罪判決を受けた者への対抗措置の創設、身元確認における協力の欠如が国外退去の障害になる（例 国外退去のために拘留を延長する、新たな犯罪を創設する）
- ・送還の遂行ができないという条件が充たされないときに、滞在地を指定する可能性の導入

28. 避難場所（最重要課題）

- ・犯罪者となる可能性の高い者に対して、スイス庇護申請委員会も含み、手続期間の削減
 - ・上記の場合を優先的に取り扱う
 - ・以前の刑事有罪判決を受けた者の庇護申請を即時に棄却する
 - ・上記庇護申請者によって提出された申請登録センターでの取り扱い
 - ・過去の有罪判決を受けた者に科された刑罰が決定された最低限の期間に達しているときには、審査を行わないことに正当な理由があるかを調査する
 - ・財産的価値の差押及び没収の単純化（300フラン以上）
29. 送還の執行（最重要課題）
- ・送還執行のワーキンググループ内において決定された処分の即時的及び組織的な運用
 - ・国外退去の際に適用される強制処分を法律で規制する
30. 出身国における刑罰の執行（重要課題）
- ・有罪判決を受けた者の移送に関するヨーロッパ条約への追加条約をできるだけ早期に署名し批准する

E 統計分野での対策

31. 警察統計の見直し（重要課題）
32. 司法統計、矯正統計の見直し（重要課題）

参考文献

ベルギー関係

F.Brion, Immigration et délinquance dans la Région de Bruxelles-Capitale.Un bilan des connaissances, R.D.P.C., 2004, pp.462 et s.

C.Vercaigne et L.Walgrave, Urbanisation,exclusion sociale des jeunes et criminalisation de rue, resumé, Leuven, 2000

A. Rea, Les jeunes d'origine : immigré intégrés et discriminés, Rencontre du CEDEM,7 mars 2002.

F. Brion, A. Rea, C. Schaut et A. Tixhon(dir.), Mon délit? Mon origine. Criminalité et criminalisation de l'immigration, Bruxelles, De Boeck Université, 2000

N.Queloz, F. Bütikofer Repond, D. Pittet, R. Brossard et B. Meyer-Bisch(éditeurs), Délinquance des jeunes et justice des mineurs, Berne/Bruxelles, Staempfli Edition/Bruylant, 2005.

Délinquance et insécurité en europe, édité par Ph. Mary et Th. Papatheodorou, Bruxelles, Bruylant, 2001.

スイス関係

Groupe de travail.Criminalité des étrangers(AGAK). Rapport final 5 mars 2001, Departement fédéral de justice et police,pp.1-91

Groupe de pilotage criminalité des étrangers(AGAKIII). Rapport final.Version du 9 novembre 2004.,Departement fédéral de justice et police,pp.1-12.

なお、本稿はセコム科学技術振興財団の助成金を得た共同研究「来日外国人による犯罪の抑止に関する調査研究—安全・安心の観点からの来日外国人対策—」の研究成果の一部である。